

裁判員制度10年

広島地裁リレーエッセー ⑤

広島地裁判事 杉本 正則

裁判の三審制は中学の社会科で習ったと思います。ただ、刑事裁判で一審判決が控訴審（二審）で破棄される（結論が否定される）ことはめったにありません。刑事裁判の控訴審は一審の事件記録を基にして一審の判決が不合理かどうかを事後的に審査する仕組みなので、よほど不合理な内容でなければ破棄されないのです。

もちろん、人によって証拠の受け止め方は違いますから、証人の話が信用できるかどうかなどの場面で一審と控訴審で見方が分かれることはあります。そんなときに控訴審の裁判官は「一審の見方はあり得ないものだろうか」「一審の見方が誤っていたとしても結論を左右するだろうか」と考えます。

裁判員裁判の判決は、裁判官と裁判員が真剣に議論（評議）を尽くした結果ですから、仮に言葉足らずだったとしても、判決の真に意味するところを理解するよう努めています。そうす

すぎもと・まさのり 2000年に京都地裁判事補、東京、福岡、千葉の地裁などで勤務し、15年4月、広島高裁判事。19年4月から現職。愛知県出身。47歳。

ると「控訴審はなくてもよいのではないか」と思う方がいるかもしれません。しかし、わずかとはいえず、重要な証拠を見落としたり、証拠に基づかない理由付けをしたりしている判決があり、事件記録に照らして明らかに不合理な判決は破棄されます。このように新たに証拠を取り調べることなく一審の事件記録を読み込んで審査する仕組みなので、控訴審は裁判官だけで構成されています。

裁判員制度は、国民の視点や感覚と法律家の専門性が交流することによってそれぞれの長所を生かそうとするものです。米国の陪審制のように陪審員のみで理由を示さずに有罪か否かの結論のみを下すのではなく、少なくとも1人の裁判官を含む多数決を経て理由を明示する裁判員制度は、日本の真面目な国民性に合っているのではないかと思います。

裁判員裁判を担当する裁判官としては、しっかりと評議して説得力のある理由を示せるために、議論すべきポイントが明確になるよう争点を整理し、多過ぎる証拠の中に重要な証拠が埋もれない審理の実現に努力し続けなければならぬと考えています。



広島城跡を望む広島地裁の一室で。杉本裁判官